

「中小企業産業保安施設防災診断補助」の概要

平成24年度補正予算要求額 1. 4億円の内数（高圧ガス保安法関係）

商務流通保安グループ 保安課
03-3501-8628

事業の内容

事業の概要・目的

- 阪神・淡路大震災、東日本大震災など、大きな被害をもたらす自然災害等が発生した場合には、その際の教訓を活かし、防災能力を向上させるため、高圧ガス保安法等に基づく技術基準の見直しを行っています。
- しかし、これらの見直した基準は、それ以前に設置された施設・設備には適用されず、設備の使用年数の長期化もあり、産業施設の防災能力の向上が十分に図られていない状況にあります。
- そのため、現行の技術基準への適合が確認されていない設備を持つ中小企業に対して、診断に必要な費用を補助し、災害への対策を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

○既存設備の技術基準適合状況調査補助

- ・ 高圧ガスの事業所のうち、可燃性ガスや毒性のあるガスを扱う製造事業所で、かつ、中小事業者が保有する、現行の技術基準が策定された前に設置され、現行の技術基準への適合が確認されていない産業施設・設備について、現行の技術基準への適合状況を診断するために必要な費用の一部を補助します。



火災後のコンビナートの航空写真